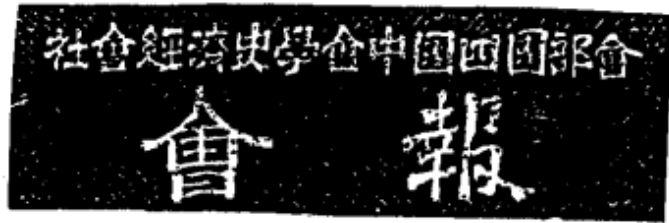

第 53 号
2018 年 2 月



編集発行
社会経済史学会
中国四国部会
事務局

社会経済史学会中国四国部会の運営を振り返って

松本 俊郎 (岡山大学)

2011 年度の大会で代表理事に就任し、2017 年度の大会でこの役を退任いたしました。勤務先で学部長職 (2012 年 4 月～16 年 3 月) に選出されたこともあり、私個人の学会運営に対する貢献は歴代の代表理事にくらべると小さなものでした。けれども事務局と理事会の協力に支えられ、中国四国部会はこの間、貴重な実績を積み上げてきたと思います。「日常の会務はすべて引き受けます」と言ってくださった尾関学事務局長と福士純会報編集担当のおかげで懸案となっていた財務と会員の整理や充実した『會報』の発行を続けることができました。持ち回りで大会の開催を引き受けてくださった各県理事のおかげで、大会では「パネル・ディスカッション：海軍の兵器用特殊鋼の生産と明治・大正期のたたら製鉄」(鳥取、2013 年 11 月、『會報』第 45 号)、「シンポジウム：芸能の発展と地域社会」(徳島、2014 年 11 月、『會報』第 47 号)、「シンポジウム：中四国のエネルギー問題：一歴史と現状」並びに「ラウンド・テーブル：ヒトが、動く、時—移民・出稼ぎ・観光・巡礼—」(高松、2015 年 11 月、『會報』第 49 号)、「捕鯨の社会経済史～比較史的視座から～」(山口、2016 年 11 月、『會報』第 51 号)、「シンポジウム：変革期の岡山」(岡山、2017 年 11 月、『會報』第 53 号) といった特色のある、かつ水準の高い企画が実施され、全国大会でのパネルセッションへと発展する取り組みも生まれました。全国大会での発表につながった個別報告も多々ありました。こうした中国四国部会の活動に対しては、全国学会代表理事の馬場哲氏から高い評価をいただきました(「社会経済史学会と地方部会の活動」、『會報』第 50 号)。

地方部会の運営は、予算規模や会員数、特に専門領域の重なる研究者の少なさによって制約を受けざるをえません。けれども地方部会は、全国学会に登録していない地方史研究者に対しても門戸を広げ、資料収集や実地調査での地の利を活かし、さらには各地方の社会問題、歴史問題に対するアプローチと全国的な研究動向との接点を模索することによって、地方部会ならではの特色あるシンポジウムを企画し、研究成果を上げるという可能性を秘めています。大会に参加すれば否応なしに専門領域を大きく越えるテーマに触れて視野が広がっていく、あるいは全国学会へ挑戦するための鍛錬の場になるという魅力も持っています。こうした地方学会ならではの強みを活用しながら、この学会がこれからも発展していくことを期待します。

*** *** *** ***

第一日目 (11月25日) 自由論題報告

中世後期イングランド東部地域における穀物市場の変遷
—異地点・異時点分析にみる地域比較—

吉田 敬洋

中世後期イングランドの農村社会を調査する分野の一つに農民 (Peasant) の生活水準を調査する分野がある。この分野では、かろうじて自活しうる生活水準を算定し、算定結果を基準にして、貧農層・富農層の構成、その大黒死病以前と以後との比較を調査する。調査では、中部地域 (特に荘園制地域) が主な対象になる。

中部地域との比較を試みるため、東部地域の保有地、地代、土地取引を生活水準の観点から、これまで調査してきた。その結果、東部地域では、

- ① 中部地域では想定しえないほど、小規模な保有地が多く、
- ② 地代も高額であり、
- ③ 取引される土地・金銭も小規模・高額にあった

これらは、東部地域の人口過多、穀倉地帯だけでは説明のつかない結果となった。

そこで、東部地域の農民生活の市場経済型の様式を想定しうるのではないかという視点で、前回の報告では、イングランド全域を対象にした市場調査 (5分野 27市場) を試みた。その結果、

- ① 標本数は人口動向と類似するが、取引量・価格、賃金とは連動していないこと
- ② 取引量・価格、賃金は変動が大きく、荘園制・農奴制・領主制の諸制度は取引上の変動の調整役にはないこと
- ③ 諸制度は不動産市場のみにかろうじて影響を与えること
- ④ 取引量・価格、賃金の変動にはおよそ 4 パターンがあること
- ⑤ 変動は 13 世紀後期、1380 年代・1390 年代、1425 年以降の 3 期に大きくあること
- ⑥ 異商品のインパルスが傾向に与える影響は 10% に満たないこと
- ⑦ 異商品の異時点の相互関係は分散にみら

れること

⑧ したがって、中世後期イングランド荘園制地域の市場経済化は平均 (傾向) ではなく、分散 (リスク) という目には見えないところに見られること

など、いくつかの特色が判明した。ただ、異商品の傾向への影響がそれほど見られなかったので、各 ARIMA-GARCH 過程を自活しうる農民が取引可能な水準にする、ということを提示した。

前回の調査を基底にして、今回は、穀物市場内の異商品 7 項目の異地点・異時点調査を試みた。調査では、地域別には 6 域、民族別には 2 地域に分類した。

今回の調査でも、前回と同様、ロジャーズの史料、J. E. T. Rogers, *A History of Agriculture and Prices in England: from the Year after the Oxford Parliament (1259) to the Commencement of the Continental War (1793)*、を用いた。というのも、パッチワークした平均データ (クラーク) や荘園があっても平均値の推移の提示しかないデータ (ファーマー) を利用するわけにもいかない。データの再整理を兼ねて、1259 年～1660 年、近代国家形成後の数十年までを用いた。

調査の結果、

- ① 全域の市場規模を形成したのは南東部・東部地域であったこと
- ② しかし、南東部・東部での動向は同一ではなく、南東部のほうが全域の市場動向に作用したこと
- ③ ①と②の傾向は価格と取引量でも同様にすること
- ④ サクソン地域 (南東部を含む)、デーロー地域 (東部を含む) に分類して再調査しても、同様の結果になること
- ⑤ 取引が行われた村落・都市についても、14 世紀初期または大黒死病までは、人口増加を

反映して、市場は乱立し、その後市場開設の中心地の変遷型と集中型の2つに分岐したこと

⑥ 乱立期においても市場規模の大きく、中心となる村落・都市があったこと

⑦ 集中型にはオックスブリッジがあり、この2都市では1600年以後、基準価格を形成したこと

などがグラフを眺めることで判明した。そこで、次のような仮説を提示した。

市場経済化の起点は南東部地域であり、東部地域へ作用してのち、2地域がウェストミズ、イーストミズへと作用し拡大し、それぞれ独自にサクソン地域、デーロー地域の市場を形成した。サクソン地域はのちのイングランド市場の形成の一般過程となる。デーロー地域は独自の市場形成へと至り、この市場形成を内包しつつ、サクソン地域はイングランド市場全域の形成へ作用した。

人口増加によって、村落が市場取引を抱えきれなくなった時、都市という市場取引専門の場所が必要となった。その役割を担い始めたのがオックスブリッジであった。2都市は産業革命前の市場経済化の中心であった。2都市を中心に市場は統合された。そして産業革命後、市場経済化・統合化はロンドンが担った。

石見国銀山附幕領における特産物廻送と小型廻船の運賃積

中安 恵一（島根県古代文化センター）

本報告では、近世日本海運における小型廻船の活動について問屋との相互関係に注目し、そこで展開した彼らの運賃積について検討した。

先行研究が明らかにしてきたように、近世後期における海上の状況は、隻数比で見れば圧倒的多数を200石積以下の小型廻船が占めていた。すなわち海運全体における彼らの役割を見逃すことはできないものであり、その把握は近世日本海運史における検討課題の一つとなっていた。報告者は以前、そうした観点から小型廻船に注目し、石見国銀山附幕領（以下、銀山料）を対象に彼らの活動や存在形態について検討を行った（中安恵一「近

以上の仮説を踏まえると、市場経済の強い地域が東部地域であったという点で、東部地域の領主は賦役や貨幣地代を農民の身分にではなく、土地に設定したのであり（家賃のように）、土地への地代設定理由は単なる人口過多という単純なものではなかった。また、土地取引（分割相続）にしても、人口過多というよりも、市場経済化を受けての相続形態でもあったことが考えられる。

いずれにせよ、仮説はグラフを眺めて得たものであり、何らかの根拠となるものがない。すなわち、統計的に妥当しうかどうかを調査する必要がある。

また、今回の調査では村落と都市の区別をしていない。明らかに都市、村落と判明するものもあるが、できる限り明確に区別し、村落・都市別の傾向をつかまねばならない。穀物市場に関連しての不動産の市場経済化の調査も課題となる。これらは今後の課題である。今回の調査では、穀物市場の経済化・統合化の仮説を提示した。

以上の経緯から、本報告でも引き続き近世後期の銀山料を対象とし、小型廻船の活動について特産物産地積問屋および諸国荷受問屋との関係に注目した。分析には銀山料の積問屋五嶋屋に残る史料群を利用した。五嶋屋は、江川と日本海の結節点である江川河口（現・島根県江津市江津町）を拠点とし、一八世紀中葉以降江川筋で生産された鉄・扱苧といった特産物を主に取扱い、それらの販売取次や仕入販売業務を行っていた。廻送・販売先は赤間関・大坂方面を主としており、またその取扱量は、例えば天保期の銑鉄廻送量は諸国から大坂への年間入荷量の約 10%に相当する規模であった。加えて、五嶋屋は 100 石積前後の手船を所有し自らも廻送を行っていた。

本報告では、五嶋屋荷物の廻送をめぐる小型廻船の活動についていくつかの事例を挙げて検討した。寛政 11 年（1799）の事例では、五嶋屋の取次荷物である鉄 700 束余が赤間関へ廻送されたが、それらは手船と地元小型廻船による運賃積廻送であった。廻送は 2～9 月にかけておよそ数十束ずつ小まめに行われ、都合 11 回にわたっていた。また、彼らは、赤間関へ廻送し預け置いた荷物の他地域への販売、つまり赤間関からの二次廻送についても必要に応じてその担い手となっていた。次いで天保 14 年（1843）の事例として五嶋屋による仕入荷物（銑鉄）の販売を取り上げた。販売量は年間 8,000 束余にのぼり、販売先は赤間関を中心に萩・須佐・大坂・兵庫が確認できた。これら仕入荷物もほぼ全てが運賃積船によって廻送された。また、五嶋屋が運賃を負担、つまり五嶋屋の送り荷であった。その担い手は手船が全体の約 7 割（廻送量・運賃額比とも）、残り 3 割が地元廻船であった。手船の船頭には沖船頭として家族や分家筋を雇傭しており、彼らに対する運賃払いも確認できた。つまり五嶋屋は集荷（問屋）・輸送（廻船）両部門を家族経営的に行っており、その経営形態の一部に地元廻船からも関与していたといえる。なお、

両事例ともに登場する赤間関の荷受問屋は石見屋なる問屋であり、明治以降に至っても取引を行っていることから両者は 100 年近くにわたる取引関係であった。

以上、本報告では、産地積問屋の取次・仕入荷物廻送における小型廻船による運賃積船の実態について具体的に示し、またその重要な拠点としての集散地赤間関および石見屋の存在を指摘した。こうした事実からは次の論点を導き出せよう。

一つは小型廻船の活動基盤という点である。手船を含む彼らの問屋荷物の運賃積船としての活動の背景には、積問屋五嶋屋と赤間関の荷受問屋との長期的な取引、つまり比較的安定的な流通網の存在があった。これは地元廻船にとって安定した従事機会となり得たと考えられる。本報告では扱えなかったが、こうした赤間関・大坂への銑鉄廻送形態は問屋荷物に限らず鉄山師荷物についても同様に見られるものであり、銀山料小型廻船の活動として広く展開していたと考えられる。

もう一点は、特産物荷物の廻送において小型廻船が果たした意義についてである。幕末にかけて五嶋屋は手船を徐々に増船（慶応期にはおよそ 100～200 石積廻船を 4 艘所持）することから廻船経営の拡大がうかがわれるが、注目すべきはその際廻船の大型化ではなく小型多数化が選択された点である。これは荷主・問屋らによる流通量や流通先のこまめな調整を可能とし、経営効率やリスク分散の観点において適した廻送形態であったと考えられる。鉄の仕入販売が注文荷物ではなく送り荷であったこともこれに関連しているだろう。そして、それは地元廻船の存在形態にも少なからず影響していったと推測される。

さて、今後は今回検討が十分でなかった鉄以外の特産物について、また北国筋への活動についても併せて検討する必要があるだろう。この点については課題としたい。

『藩債輯録』からみた幕末維新期の諸藩の藩債状況

上田 賢一（岡山近代史研究会）

1. 藩債処分（償却）の方針

幕末から明治初年までの時代の流れを決定づけた廃藩置県によって、明治4（1871）年7月知藩事所管の旧藩の債務は政府に引き継がれることになった。大蔵省は財政逼迫のため、政府の引き受け債務額を極力削減しようとした。そのため、債務の切り下げの困難な外国債は元利減却分を差し引いた368万円を償却した。反面、維新政府の威圧が効く国内債に対しては、次に列挙するように極力削減に努めた。その藩債処分に関する記録を編纂したものが『藩債輯録』である。紆余曲折した藩債処分の方針が確立したのは、明治6年3月25日の「新旧公債条例」の通達によってであった。

それは、①天保14（1843）年に幕府が棄捐令を出したことを理由に、それ以前の「古債」は取り上げない。②届け出期日に遅れたもの、証文などを失ったものは受けない。③幕府への名目金債務、私債などは引き継がない。④維新时期に滅家となった藩の債務は破棄する。⑤弘化元年（1844）から慶応3（1867）年の「旧債」11,222万円は旧公債で無利子30年賦で償還する。⑥明治元年（1868）以降、廃藩置県までの借入れの新債1,282万円は新公債で4分利付き3年据置25年賦の条件で償還するというものであった。

2. 岡山県内主要諸藩の藩債処分の情況

「藩債輯録」によって、県内主要諸藩の藩債状況（抄録）を示すと表1となる。（藩債の全種目別詳細は岡山大会の配布レジメに掲載あり）

表中の古債とイの旧債にみられるように、すでに赤字累積にあった諸藩に対して明治元年1月13日開戦の戊辰戦争の戦費負担は、藩財政を身動きならないものとした。その意味でアの新債は、戦費負担の事後保障の意味をもっていた。新債の起債のない備前藩は江戸から関東・東北・箱館と

転戦し、その軍功から2万石（25%の倉庫米給付）の永世禄が下賜された。北越戦争に従軍した足守藩は2,000両の褒賞金に加え、新債7万3,000円が交付されている。津山藩は岡山藩に対して「朝命遵法」の返書を提出し、藩兵の木津川口警備や伏見警護に当るなど徳川將軍家のご家門（親族）という立場を切り抜け、新債8万6,000円交付がなされた。

これら官軍（忠勤藩）に対して、朝敵藩とされた松山藩は、石高5万石が2万石に減封され、藩主を板倉勝静を板倉万之進に改易、高梁藩として再立した。同藩の新債554円は備前藩に次ぐ僅少額で、弘化元年からの旧債は認められないで、維新時滅家のシの「宿債」の扱いとなっている。表1の右端の数値に示すように、全藩債額（C）に占める政府引き受けの起債額（A）の比率は高梁藩を初め朝敵諸藩に対して低率である。このことは、旧武士階級だけではなく、藩債の債権者である豪商・豪農庶民に至るまで大きな打撃を与えることとなり、「勅令遵守」さらに「忠君愛国」の気風を醸成した。

3. 廃藩コスト—藩札回収

廃藩置県とともに統一政府が引き継がなくてはならないものは旧藩が発行していた藩札の回収であった。旧藩ごとの藩札金額は表2の（C）欄である。

岡山藩の場合、藩債額（B）と藩札額（C）を合せて206万6,000円の債務となる。これは1年間の実収高（A）の2.87倍（D）となり、約3年分に相当する。足守藩を初め高梁・成羽・新見の小藩の財政の窮状を示唆する数値となっている。明治5年8月に藩札回収手続書が交付され、現地相場を基準にしながら低い交換レートで回収され、松代藩の北信大一揆などの抵抗を受けながら明治12年6月に完了した。

表1 岡山市内主要諸藩の藩債一覧

国名	藩名 石高 藩主	内国債起債額							削除額		(C) c 内国債合計 外に(外国債 金額)(a+b) (A)+(B)	(A) ÷ (C)
		ア)新債	イ)旧債	オ)官債	(A) a 小計 (ア+イ+ウ+エ+オ)	カ)古債	シ)宿債	ス)古債滞利	(B) b 小計 (カ+キ+ク+ケ+ コ+サ+シ+ス)			
		明治元年から 同5年までの 藩債	弘化元年から 慶応3年までの 藩債	明治元年 以降		天保14年 以前	維新時減 家の藩債					
備前	岡山藩 315,200石 池田備前守		171,606 90.9	101,833 33.4	29,665 43.4	423,772 13.5		303,561 1.3	907,121 9.7	1,199,786 53.1	2.5%	
	高梁藩 20,000石 板倉万之進	554 74.8			554 74.8	33,609 69.8	84,001 94.1		121,411 63.9	121,965 38.7	0.45%	
備中	新見藩 18,000石 関伊勢守	11,132 77.7	10,025 7.4	7,691 66.7	31,740 13.8	11,219 50.0		6,248 48.3	52,963 79.6	84,703 93.4	37.4%	
	成羽藩 12,746石 山崎志摩守	29,853 7.3		1,987 50.0	32,140 57.3	2,881 44.8	2,465 40.3		9,666 87.0	41,807 44.3	76.8%	
	足守藩 25,000石 木下備中守	73,123 28.8	36,658 5.9	6,033 33.3	115,814 67.8	35,296 60.7		8,731 5.6	201,087 27.5	316,901 95.3	36.5%	
	庭瀬藩 20,000石 板倉撰津守	5,028 75.9	25,587 73.6	15,093 33.3	45,709 82.8	34,777 97.4		19,500 80.1	82,782 20.5	128,492 03.3	35.5%	
	津山藩 100,000石 松平三河守	86,687 44.0	22,578 45.7	31,873 33.3	143,647 75.6	36,118 7.5		11,649 97.4	47,768 4.9	191,415 80.5	75.0%	
美作	真島(勝山)藩 23,000石 三浦玄蕃頭	15,455 28.4	26,906 94.4	2,691 82.6	45,054 5.4	31,896 49.1	3,533 81.4		71,824 12.2	116,878 17.6	38.5%	
全国	藩数(藩)	246	228	250	276	206	23	207	271	277 (外国債37)	-	
	全額(円)	12,820,216	11,220,841	6,435,949	34,864,582	12,025,981	2,501,443	3,747,273	39,266,291	74,130,874 (4,002,062)		
	一藩当り 平均金額(円)	52,115	49,214	25,744	126,321	58,379	108,758	18,103	144,894	267,620 (108,163)	49.0%	

出典：大蔵省(農商務省会計検査院)編『明治前期財政経済史料集成』第9巻所収「藩債輯録」(明治文献資料刊行会昭和38年復刻)による。

表2 岡山市内主要諸藩の藩債と藩札一覧

国名	藩名	版籍奉還時の申告		(B) 藩債		(C) 藩札 (千円)	(D) (B+C)÷A
		現石 (石)	(A) 実収高 (千円)	内国債(計) (千円)	外国債		
備前	岡山藩	179,585	718	1,199	-	867	2.87
	高梁藩	8,570	34	121	-	44	4.85
	新見藩	6,510	26	84	-	6	3.46
備中	成羽藩	4,020	16	41	-	15	3.50
	足守藩	10,520	42	316	-	10	7.76
	庭瀬藩	10,470	42	128	-	5	3.16
美作	津山藩	43,120	172	191	-	232	2.45
	真島(勝山)藩	11,932	48	116	-	37	3.18

出典：「藩債輯録」『明治前期財政経済史料集成』第9巻、「貨幣考表」同上第13巻、「藩知事一覧」『岡山県政史』第1巻総篇上に依拠し、1869年の石高を米価4円で換算した。『岡山県史』第10巻近代1(1986年刊)を一部修正し採録した。

明治期旧岡山藩主池田家の投資 —横浜「永島店一件」と家政改革—

河田 章（岡山大学非常勤講師）

はじめに

まず、この分野の経済史的研究の先学として、千田稔氏の「華族資本の成立・展開— 一般的考察—」（『社会経済史学』52-1、1986年）が挙げられる。次に、伊牟田敏充「華族資産と投資行動— 旧大名の株式投資を中心に—」（『地方金融史研究』18、1987年）は、華族の株式投資を分析したものである。さらに、最近ではこの研究を引き継ぐものとして、三浦壮「明治期における華族資本の形成と工業化投資— 旧岩国藩主吉川家の土地・投資を事例として—」（『歴史と経済』第226号、2015年）がある。

一方では、内山一幸『明治期の旧藩主家と社会— 華士族と地方の近代化—』（吉川弘文館、2015年）は、大名華族として立花家の総合研究である。

学会発表として、松村敏「明治前期における旧加賀藩主前田家の投資意思決定過程— 藩政から華族家政へ—」（社会経済史学会第85回全国大会、2016年）がある。

以上のような先学と最近の業績を踏まえながらも拙稿「明治期池田家の投資と士族経営— 池田家の投資と第二十二国立銀行・岡山紡績所・岡山紡績会社—」（『岡山の社会経済史研究— 中世・近世・近代の史料を読み解く』吉備人出版、2014年）がある。

今回の発表は、上記のものを補足する研究である。

そこで、引き続き明治期旧岡山藩主池田家の投資の一つである横浜「永島店一件」と家政改革について分析を試みたい。

明治期横浜を中心に活動した永島店については、地元『横浜市史』『神奈川県史』にも記載したものはほとんどみることができない。わずかに森田貴子「華族資本の形成と家政改革— 岡山池田家の場合—」の精緻な研究に散見できるのみである。「永

島店一件」の全体像については、未だに明らかにされていない。

小稿では、永島店の経営を岡山大学「池田家文庫」（注1）の史料紹介をしながら、その始まりから売却に至るまでの過程を追究したい。さらに、その間とその後の家政改革についてもみてみたい。

1 永島店と貸座敷移転

(1) 明治8年の横浜吉田新田の所有

明治8年1月13日には、東京府在住の池田幸兵衛が地券を担保に池田家に「三万九千三百六十四円」の借金を申し出ている。やがて、明治12年7月15日になると借金返済ができなくなった。旧岡山藩主池田家の所有となった。

(2) 明治12年の静岡県為替方

明治12年4月17日になると、和久井久次郎が静岡県為替方を被免となった。そこで、永島良幸は池田家の身元保証により、為替方を拝命した。

(3) 明治12年の高島店娼婦貸座敷移転

同年には、横浜の高島町貸座敷移転の話が生じてきた。池田家家令水原久雄は、地主と度々協議している。やがて、永島良幸の苦心の結果、移転費は4万6,000円余で決定した。

(4) 永島店の商業についての建白書

明治13年12月7日になると、「永島店商業上建白書」によると、池田家家扶が永島店の事業の「抑圧ヲ試ミ」たとある。

(5) 明治14年から明治15年1月の貸座敷移転

明治14年6月13日になると、横浜の「吉田新田南二ツ目ヲ遊郭」として、高島町貸座敷営業人一同が移転した。なお、この事業は、家令水原久雄の命令により、永島良行が行なった。

(6) 神奈川県庁より呼出

明治15年3月8日になると、永島良幸は神奈川県庁より移転費が遅速しているの、速に交付するよう命令を受けた。

(7) 明治15年4月1日の貸座敷移転

明治15年4月1日が貸座敷移転が完了の期日であった。しかしながら、実際は5月2日となった。

(8) 遊郭地の開墾費と移転費

遊郭地開墾費と貸座敷営業人に支払った「惣合金ハ二十三万四百三十八円六十四銭八厘」とあり、合計金額は23万400円余となった。

2 明治15年6月家政改革

家政改革については、章政は当初あまり積極的ではなかった。しかしながら、明治15年6月20日には、章政は花房端連を「綜理」に補助として原田一道・関新吾を任命した。花房義質は、旧岡山藩主池田家のことを心配して、実際の資産を調査するため岡山へ帰郷した。「六十方ノ資産半ハ外ニ流出シ、加フルニ二十万許ノ負債ヲ以テ」(注2)とあり、60万円の資産の半分は外部へ流出している。さらに、20万円の負債があるとした。その処分をどうするかを会議した。

3 永島店売却

明治15年11月28日になると、旧岡山藩主慶政・茂政の2人は永島良幸を処分した。すなわち、静岡・福井両県為替方名代人を解除した。さらに、「川汽船営業、横浜遊郭地事業」を取り上げ、「為替方営業ハ銀行業へ売却シ」た。

4 その後

(1) 追願状

明治16年6月18日になると、神奈川県は永島良幸を出庁するよう命じた。

(2) 池田家の告訴

同年8月25日には、旧岡山藩主池田章政は永島

良幸を告訴した。結局、被告の永島良幸より、4,000円が支払われた。

5 明治17・18年の家政改革

明治17年10月18日には、章政は松方正義に家政改革を依頼した。明治18年9月20日になると、章政は花房端連を家政改革の尽力により顧問就任を依頼した。さらに、「将来ニ向ヒ家制確立、財用充実予期セルヲ以テ」とあり、永島店一件がある程度片がついたので、池田家のために大いに祝うべきであるとしている。

おわりにかえて

池田家は、明治8年頃から横浜の近代化(近代化といえるかどうか多少疑問があるが)を行ってきた。池田家家令水原久雄は下級士族永島良幸に経営を任せた。やがて、明治15年頃になると、多額の出費(貸金・開墾費と移転費)により多額の負債が生じた。そこで、同年6月には花房義質を中心にして、家政改革の会議が行われた。同年11月頃には、花房端連(池田家総理)を中心に永島店を売却した。明治17・18年の家政改革によると、池田家は永島店という負債事業を切り離した結果、将来の財政安定の目途がある程度みえてきたとある。

以上により、「永島店一件」が明らかになったといえよう。

(注1) 以下、指定のないものはすべて「池田家文庫」マイクロフィルムである。

(注2) 『岡山市百年史資料編1』489～490頁。

岡山県久米郡における地域編成と鉱業

前田 昌義(岡山近代史研究会)

はじめに

近代化の進展にともなう岡山県久米郡における地域編成を検討する。

1 工業の展開

久米郡は、工業の展開の弱い地域であった。明

治29年(1896)創立の三保村の久米製糸合資会社繰糸工場のみが、名を変えつつ営業を続け発展していく。鉱山はいくつかあり、吉岡村の久木鉱山は発展していく。

2 大正9年(1920)の生産価額構成

生産価額構成は、久米郡は畜産、鉱産のウエイトが高い。岡山県全体では畜産1.2%、鉱産1.2%であるが、久米郡は畜産4.5%、鉱産11.9%である。畜産は県全体の8.3%を占め、鉱産は県全体の20.2%を占める。

久米郡の各町村について生産価額構成をみると、各村内のウエイトでは、三保村の工産38.0%、吉岡村の鉱産74.9%、佐良山村の工産31.2%、稲岡南村の工産36.6%が目目を引く。これらのうち、三保村の工産は郡全体の21.6%、吉岡村の鉱産は郡全体の100.0%、佐良山村の工産は郡全体の17.9%、稲岡南村の工産は郡全体の15.8%を占める。鉱産の価額の大きさによって吉岡村が郡全体の生産総価額の18.5%を占める。

3 大正9年(1920)の人口構成

男子本業者職業別人口比率は、久米郡は鉱業のウエイトが県全体より高く、岡山県全体では鉱業0.7%であるが、久米郡は鉱業1.7%である。久米郡の鉱業は県全体の9.4%を占める。

久米郡の各町村をみると、鉱業では吉岡村の17.8%、工業では佐良山村の14.2%、福渡村の15.8%、商業では福岡村の16.1%、交通業では佐良山村の16.7%が目引く。鉱業の吉岡村は郡全体の75.7%、工業の佐良山村は郡全体の9.8%、商業の福岡村は郡全体の10.9%、交通業の佐良山村は郡全体の23.9%を占める。

女子本業者職業別人口比率は、久米郡はあまり特徴はみられない。

久米郡の各町村をみると、鉱業では吉岡村の6.2%、工業では三保村の22.5%、福岡村の31.1%、商業では福渡村の20.2%が目目を引く。鉱業の吉岡村は郡全体の76.3%、工業の三保村は郡全体の16.4%、福岡村は郡全体の29.8%、商業の福渡村は郡全体の10.4%を占める。

柵原鉱山の発展で、吉岡村は鉱産の生産価額が大きく、それに伴い男子の鉱産の人口が増えている。また、男子の交通業の人口も増えていた。佐良山村は、津山線の津山口駅があり、男子の工業・商業・交通業の人口が増えていた。女子では、三保村・福岡村に女性労働者の多い工場が立地していたことが窺われる。

4 昭和5年(1930)の生産総価額構成

久米郡は、蚕業・鉱産のウエイトが高いところに特徴がある。岡山県全体では蚕業7.4%、鉱産

1.4%であるが、久米郡は蚕業11.6%、鉱産44.7%である。蚕業は県全体の4.9%を、鉱産は97.3%を占める。

5 昭和5年(1930)の人口構成

男子本業者職業別人口比率では、久米郡は鉱業のウエイトが県全体より高く、岡山県全体では鉱業0.4%であるが、久米郡は鉱業1.5%である。久米郡の鉱業は県全体の13.1%を占める。

男子本業者職業別人口比率では、吉岡村の鉱業の14.9%が目目を引く。吉岡村の鉱業は郡全体の97.0%を占める。女子本業者職業別人口比率では、三保村の工業の14.5%が目目を引く。三保村の工業は郡全体の41.6%を占める。出生地別人口比率では、吉岡村では、他府県生まれの比率が男14.0%、女12.1%と飛び抜けて高い。三保村の製糸業の発展、吉岡村の柵原鉱山の発展が、人口構成に影響を及ぼしている。

6 柵原鉱山と久米郡の鉱産物

吉井川をはさんで久米郡と勝田郡が接する地域で、明治期から鉱山開発が試みられ、久米郡の久木鉱山、勝田郡の柵原鉱山とがあった。藤田組が大正4年(1915)からこの周辺の鉱山・鉱区の買収をはじめ、翌年には柵原鉱山を買収する。藤田組は、一帯の鉱山・鉱区を柵原鉱山の名でまとめ、本格的な経営に着手する。『岡山県統計書』では、柵原鉱山は勝田郡の年度と久米郡の年度があるが、大正14年～昭和5年(1930)は久米郡で、岡山県の鉱産に占める比率は大正14年の36.5%～昭和5年の97.3%と大変高い。また、久米郡の生産総価額に占める鉱産の比率も、大正14年の13.0%～昭和5年の44.7%と高い。

おわりに

大正前期までは工業の展開が弱かった久米郡であるが、その後工業の展開がいくつかの村で見られるようになった。特に、三保村の製糸業は久米郡を代表する工業となっていっていった。吉岡村の柵原鉱山は発展し、久米郡の地域経済に大きなウエイトを占めるようになり、人口構成にも影響を与えていた。

私が以前検討した小田郡・後月郡は明治末～大正期の織物業の展開が、真庭郡と苫田郡は蚕糸業の展開が地域編成に大きな影響を与えていた。ここで検討した久米郡は、鉱業の展開が地域編成に影響を与えていた。

戦前期広島県域の人口移動

富永 憲生（広島市立大学名誉教授）

筆者は昨年の山口大会で、「広島県域における市町村別人口の長期変動」をテーマに報告した。岡山大会では戦前期の人口移動に関して報告した。資料として『広島県統計書』、『広島県人口統計書』及び芸北町役場文書の中にある山廻村（後の美和村、現北広島町の一部）の「寄留簿関係資料」（広島県立文書館蔵）を利用した。広島県統計書では、明治 28(1895)年～大正 10(1921)年間（但し明治 31～45 年は除く）、郡市毎の出寄留者の人数が県内、県外、海外等々、出寄留先別に区分されて記載されている。一方、他地区に本籍のある入寄留者数は本籍地で区分されて記載されている。これらを整理した要点は以下の如くである。

1. 広島、尾道、呉、福山の市域は、常に入寄留人口が出寄留人口を上回っている。特に新興の呉はこの差が大である。他方郡部は、呉が市制を敷く前の安芸郡を除いて、入寄留者より出寄留者の方が常に多かった。呉は現住人口の 6 割以上が他地域からの入寄留者であったが、他の市部はいずれも 5 割以下であった。一方中国山地の山県郡、高田郡、世羅郡の入寄留者の比率は 5%以下であった。

2. 本籍人口に占める出寄留者の比率は、明治 30 年頃までは大正期に比べて著しく低い。この比率は、広島・福山を除いて全体的には増加傾向にあった。

3. 県外への出寄留者の比率は郡部に比べて市部の方がかなり高い。郡部に比べて市部の方がより広域の移動を行っていたといえる。中国山地にあったにもかかわらず、山県郡の県外比率がかなり高いのは、隣接する島根県岩見地方との交流が相当活発であったことを示唆している。

総体としてみるならば、明治・大正期を通して人口移動はより活発化し、広域化したといえよう。

次に山廻村の寄留簿綴を整理した結果について述べる。寄留簿は戸籍単位に、戸主、寄留者名・生年月日、寄留の年月日、寄留先住所等々が記してある。寄留簿は本籍地外に住む本籍人の状況・居住場所を把握するのが目的であるから、現住する寄留地から他地域へ移動した場合、本籍地の出寄留簿では旧寄留地は削除され、新寄留地が追加記載される。また寄留先で子供が生まれた場合、新たに本籍地の出寄留簿及戸籍に記載される。山廻村の「出寄留簿綴（明治 29～昭和 27）」（文書番号 1502）より以上の事柄等々を考慮して直接山廻村から県内他地域へ寄留したと思われる件数（家族単位での移動は全員で 1 件と数える）を抜き出し整理した要点は以下の如くである。

広島県内への寄留は 168 件、うち山県郡内が 77、広島市が 60、その他の地域が 31 であった。県内寄留を年次別にみると 1914 年以前が 10、15～19 年が 29、20～31 年が 45、32～41 年が 40、42～52 年が 44、これを単年度に直すと 15～19 年が 5.8、20～31 年が 3.8、32～41 年が 4.0、42～52 年が 4.0 である。第一次大戦期には移動が活発化し、不況期の 1920～31 年は停滞する傾向があったといえよう。

次に県外寄留を検討する。これに関しては、先の「出寄留簿綴（明治 29～昭和 27）」のデータに「他府県出寄留簿(明治 27.1 改)」(文書番号 1419)のデータを付け加える。この綴りは明治 27.1 改とあるが、実際には明治 19 年から大正 3 年までの他府県出寄留が綴られている。両者に重複する記載があるため、これらの一方を削除、先のように寄留地での出生等も削除、一方広島県内寄留の後、そこから他県へ移動した 15 件を付け加え、合わせて 379 件を抜き出した。寄留先として最も多かったのは島根県の 95 件、続いて福岡県の 80、山口県の 67 であった。島根県への寄留の大部分は明治期（74 件）で、大

正・昭和に入ると大幅に減っている。寄留先の大部分は岩見地方で、これらの地域と山県郡の間には、中国山地の鑛製鉄地域としてお互いの交流があった。明治後半になると鑛製鉄は洋鉄に圧迫されて衰退し、多くの者が職を失った。一方岩見地域には幾つかの銅山もあり、山県郡からこれら銅山所在地への寄留が多くみられ、多くがこれら銅山へ出稼ぎに出たものと推測される。

同じく注目されるのが福岡県の多さ（80件）であり、このほとんどは筑豊の炭鉱地帯で、であった。山廻村から炭坑地帯への出稼ぎを年次別でみると、明治41年以降活発化し、第一次大戦期に特に増加している。広島県、島根県等の出身者は山村、純農村の出身者が多く、辛抱づよい優良抗夫として歓迎された（福岡地方職業

紹介事務局「炭坑夫の出身地調査」1934年、3頁）。抗夫の募集に関しては、福岡県では従業員を紹介による縁故募集が大きなウェイトを占めた（大正8～10年の調査、九州大学石炭研究資料センター『石炭研究資料叢書』第15号、1994年、26～27頁）。

戦前期においては、山廻村からの寄留者は限られた地域、工場に集中する傾向があった。戦前期、他地域の雇用状況・雇用内容に関する信頼性ある情報源が限られている状況では、親族・近隣の者の情報がより頼りにされた結果がこのような傾向を生じさせたのであろう。

（資料等々で質問のある方は、
mctominaga@red.megaegg.ne.jp へ連絡してください。）

昭和初期豊橋市への丸物進出と中心商店街の形成

末田 智樹（中部大学）

本研究では、京都駅前を本店とする丸物が昭和7年豊橋市に支店を開設した際に生じた反対運動と、その前後の同市における中心商店街の形成や地元での百貨店設立との関係について、同市の商業地域に関わる動向を交え明らかにする。

本研究では、第1に地方都市における反百貨店運動、第2に昭和初期における商店街の形成、第3に百貨店と商店街の対抗関係を、課題として設定し考察を進めた。資料としては、豊橋地方の新聞6紙と豊橋商工会議所の関連資料を使用した。分析結果・考察としては以下の3点である。

第1。昭和5年頃の大都市百貨店による出張販売とその対策である。豊橋市では不況のなか名古屋市の松坂屋・十一屋の出張販売が行われ、とくに呉服・洋物品類の地元小売商が直接大打撃を受け、その対策の協議会が開催された。次いで、三越と松坂屋が対抗的に広小路通りへ支店を設置する噂が広がった。具体的な対策としては、①

市内数名の商人と市役所産業課（課長）の主導による豊橋合同デパートの設立計画が持ち上がり、昭和6年秋頃松葉町に新機軸の4階建て百貨店の開店が予定された。②市内中産商店主による組合組織として豊橋購買組合の設立。③広小路通り萱町橋際小田原に広小路通りの一流商人が市内で初めての合同バザー施設を開館。④4・5人の市内中小商人による月賦販売同盟店の設立。⑤商工会議所が商品祭と銘打って全市の小売商を誘導し、各店ストック品の大廉売の催しが開かれ成功した。商品祭は以後も順調に開催され、大売出しと商店の宣伝をかねた広告行列が展開された。⑥業種別に地元小売商を一街に集中させる商街地の建設案が出された。

第2。昭和6～7年頃の大都市百貨店による出張販売とその対策である。十一屋が豊橋劇場にて出張販売を開催し、中村呉服店の出張販売が岡崎市でみられた。具体的な対策としては、①マーケット建設の提唱。

②地元小売商が団結して奉仕的販売。③市役所によって百貨店出張販売に対する特別課税の可否についての講究が進められた。④見本市・土曜市開催による顧客誘引方法の研究。⑤豊橋広告協会が出張販売の対策座談会（地元小売商による正札の励行推進など）を開催。⑥業者有志間で市内に点在する劇場・映画館・寄席を1ヶ所に集合させ、盛り場を建設し顧客の集中を図る計画もあがった。また、⑦広小路通りの商店街・商店の動向としては豊橋物産館の広告展開がみられ、市内の百貨店として認識され大盛況であった。⑧花園町入口の商店街が『新京極』と改名し営業を展開し、その後東海に誇る理想的商店街・一大商店街として天神街が開店した。⑨広小路通りの浦柴屋洋品店（新銭町）やキゲンヤ化粧品店（神明町）、松月堂菓子店（萱町角）などが新聞広告掲載による営業展開を行い、豊橋駅前に10銭ストアが開店した。⑩広小路通り以外（札木・本町・花園町）の商店の動向に関しては、市内の2大呉服店と称された札木町の山幸呉服店と花園町の田中屋呉服店が、新聞広告を活用しつつ催物を積極的に展開した。

第3。昭和7年豊橋市への丸物進出に対する地元百貨店の設立と反対運動の動向である。同年に市内において2つの百貨店の開店がみられた。まず旭デパートが、同年7月1日に市内初の地元百貨店として本町横町（元福喜屋呉服店跡）に開店した。正札での日用品類の販売を中心に進め、連日満員の盛況ぶりであった。同年10月に店内のリニューアルを行い、そして大阪の十合が同デパート内で呉服類を販売し、さらに食堂の開業とビリヤード場を併設した。次にエビス屋百貨店が、同年12月22日に松葉恵比寿通りの松葉プール跡に3階建てで開店した。女性店員40名を採用し、店舗規

模は旭デパートよりも大きいものの、呉服類を除く洋品・雑貨・菓子・日用品類を主とした販売内容であった。最初の3ヶ月間は名古屋市をはじめとする東西大問屋の委託販売で営業を展開し、それでも連日満員の大盛況で、その後日用食料品マーケットおよび喫茶部を開設した。

新興百貨店の丸物が広小路通りの豊橋物産館を買収し、名称変更にて昭和7年10月21日に支店を開設した。丸物は、即座に「新柄銘仙陳列会」「流行コドモ服陳列会」「優良雑貨記念超奉仕」「拾銭均一店開設」などの広告を新聞に掲載しつつ営業を展開した。そのため、地元小売商が同年11月上旬に丸物の支店設置について、百貨店の自制協定に違反するものとして猛烈な反対運動を起こした。両者による直接交渉が行われ、丸物側は妥協策を提示し、小売商側は閉店か共同経営案を主張した。同年12月13日に第2回会見が行われるなか、小売商側による東京の商工省への陳情がみられた。最終的には、丸物の店舗は現状維持のまま増改築をしないことや、取扱商品を増加しないなどの5つの条件にて和解がなされ、反対運動は約1ヶ月半で沈静化した。その後、年末に向けて一気に百貨店3店舗による熾烈な競争が展開され、地元小売商を圧迫した。

以上の動向の結果、かつて東海道の宿場町吉田の商業地域として賑わった札木町、本町、花園町に対し、広小路通りは丸物を主軸に新たな中心商店街を形成した。この役割を果たしたのが、実は大都市百貨店による地方都市への上張販売や地元有力企業を巻き込んだ支店設置の動きであった。広小路通りではこののち高度成長期にかけて、地元小売商が百貨店・総合スーパーの顧客吸引力を活用し、両者は対抗関係というよりもむしろ共存共栄の関係を呈した。

1930年代新居浜における工業地域の形成 —港湾整備と重化学工業化に着目して—

鵜飼 要 (中部大学大学院生)

本報告は1930年代の新居浜市成立期にみられる工業地域の形成過程を、港湾と重化学工業化に着目して考察していくものである。

新居浜市と住友との関係に関する先行研究としては鈴木茂(1995)がある。鈴木は1960年当時、新居浜市の工業出荷額の割合として95.8%が住友系企業であることを明らかにした。しかし、住友関連の株式会社設立時期である1930年代の住友企業やその他の工場についてふれられていない。また、1930年代の新居浜を工業化させたとされる別子鉱山株式会社常務鷺尾勘解治についての研究としては山本通(2002)があげられる。鷺尾が地方後栄策として立案した計画は築港計画、機械工業の育成、化学工業の拡張、大都市計画であるが、山本は鷺尾が常務として在任期間中に機械工業、化学工業については全く進展をみせなかったことを明らかにした。しかし、鷺尾が大阪に栄転する1931(昭和6)年2月以降の新居浜の工業化についてふれられておらず、鷺尾の経営方針がどのような影響を受けたのかが不明瞭である。

以上のように、新居浜市についての研究がされているが、それらの研究は工業地域の形成を明らかにする上では研究の余地があり、史料としては『大日本帝国港湾統計』(1930-1940)や『全国工場通覧』(1929・1932・1935)を使用し、新居浜港修築による重化学工業化を明らかにする。また、新居浜市施行時の『愛媛県統計書』(1937)を使用し、愛媛県全体の工場別職工数及び生産価額を分析し、新居浜市の重化学工業の実状を明らかにする。

新居浜市の重化学工業地域の形成の背景としては、「新居浜港修築」と「硫安製造」

があげられる。「新居浜港修築」は1927(昭和2)年10月15日に住友別子株式会社常務鷺尾勘解治が別子銅山の鉱質、鉱量ともに非常に悪化していたことを報告したことが契機となっており、別子銅山依存の脱却策である「地方後栄」の一環として行われたものである。具体的には、鷺尾は、1929(昭和4)年7月1日に、新居浜漁業組合代表との懇談の席で新居浜港修築計画を発表し、1930(昭和5)年9月に愛媛県から免許を受け、1933(昭和8)年に着手し、住友別子鉱山株式会社が修築費用を負担した。

「硫安製造」は銅の精錬の際に発生する副産物による煙害問題を解決するため、過剰に生産されていた硫安の処理を契機となっており、過磷酸石灰の肥料と比べ、約2倍の硫酸を使用するため、取り込まれるようになったものである。だが、当時の住友にはアンモニアの製造技術がなかったため、1925(大正14)年に三井物産ニューヨーク支店が住友肥料新居浜工場長羽室広一にNECの新技术を紹介し、1928(昭和3)年10月に契約し、アンモニアの製造技術を導入した。アンモニアの製造が開始されたことにより、1930(昭和5)年に硫安の製造も開始され、銅精錬から硫安製造までの製造ルートを完成させた。

1930年代の新居浜港による移出入の変化について『大日本帝国港湾統計』を分析した。その結果、1930-32年は電気銅を主に大阪へ移出したが、新居浜港修築が開始される1933(昭和8)年になると、人造肥料、硫酸などの化学工業の生産物の移出が拡大し、移出先の範囲も朝鮮地域(釜山など)、台湾地域(基隆)などに拡大したことが明らかとなった。

1930年代前半における新居浜地域での5

人以上の職工のいる工場数については、『全国工場通覧』(1992)を使用し分析を行った。その分析によると、新居浜港修築が着手される以前の1929(昭和4)年では、食料品工業の比重が大きいことが明らかになった。1935(昭和10)年になると、重化学工業の向上が増加しており、工業化が進展していることがわかった。

1930年代前半において新居浜地域では工業化が進展しているなか、1933(昭和8)年に新居浜町、金子村、高津村の3町村合併の町村会が開始されるも、金子村のみは時期尚早として合併の審議が進まなかった。だが金子村の地域にて住友による地域開発がすすむにつれ、金子村、新居浜町の両町村の工業地帯と住宅地帯との境界がはっきりしない状態となった。これを受け、1937(昭和12)年に愛媛県が幹旋し、同年6月22日に合併調印を終え、11月3日に市制が実現された。

新居浜市施行時期の1937(昭和12)年の工業別生産価額については、『愛媛県統計書』によると愛媛県全体の機械器具工業の生産価額の約70%を新居浜市で生産していることが判明した。化学工業については、愛媛県全体での工場数が162件に対して、住友化学関連工場の2件のみで約18%を生産し、愛媛県の化学工業全体の約54%の職工者が新居浜市で働いていることがわかった。したがって、瀬戸内の臨海地域に限定してみると、1930年代では新居浜市のように電気銅の金属製品や硫酸などの化学薬品を中心とする重化学工業地域の形成がみられた。

【参考文献】

- ・鈴木茂「企業城下町」『西南日本の経済地域』(ミネルヴァ書房、1995年)
- ・山本通「鷺尾勘解治の経営理念(中)」『商経論叢』(神奈川大学、第37巻3号、2002年)

第二日目(11月26日) シンポジウム「変革期の岡山～幕末から明治初期～」

シンポジウム「変革期の岡山」について

松本 俊郎(岡山大学)

【1】豪農商や武士からなる岡山県の有力層が、幕末維新期に近世以来の諸条件を引きずりながら、どのように時代の変化に対応したのかを検討した。当該時期の有力層の動きについては多くの先行研究がある。岡山についても岡山藩の藩政史や山田方谷の名で知られる備中松山藩の財政改革等について研究の蓄積がある。しかし、変革期に対応を迫られた岡山の有力層が、屈折を強いられながらも、近代日本の有力層として地位を確立していく過程については意外なほど実態が知られていない。

シンポでは倉敷の豪農商・大原与兵衛(後の壮

平清久)、備前児島の塩田地主・野崎家、旧津山藩主松平家を取り上げた。これらは徳川政権から明治政府への体制転換期に模索を強いられ、特に幕府領倉敷で村役人を務めていた大原与兵衛や朝敵となった津山藩は維新後に政治的な逆風を体験した。そうした環境の中で、それぞれは旧体制下で培った事業経験、人間関係、人生観を継承しつつ新たな社会に適応し、地域社会そして明治日本の中で政治的にも経済的にも重要な位置を築いていた。

【2】各報告は密度の濃い実証であった。具体

的な内容は報告者の要約に委ね、ここでは全体課題との関わりで特長を紹介させていただく。

山本太郎報告（倉敷市総務部）は、幕府代官の下で村役人を務め、また土地の集積を推し進めて、難渋人の救済にも尽力した倉敷の豪農商・大原与兵衛（壮平清久）の生涯に焦点をあてた。大原家については大原孫三郎が紡績や金融さらには電力や新聞へと事業を発展させ、社会貢献事業に対しても積極的に取り組んだことが知られている。山本報告では孫三郎の祖父に当たる与兵衛（五代）の土地集積事業そして村役人時代の人脈を使った維新前後の救恤事業について、森田節斎から受けた思想的な影響や村内有力者との抗争に視野を広げて検証し、孝四郎（六代）、孫三郎（七代）へと継承された大原家の社会に対する関わり方を検証した。

定兼学報告（岡山県立記録資料館）は、塩田地主として全国有数の資産を持っていた野崎家の対応を検討した。対象時期は「塩田王」野崎武左衛門（1789～1864）が当主であった幕末と1865年に家督を継いだ孫の野崎武吉郎（1848～1925）の「助走期間」（幕末明治初期）であった。塩田と金融に焦点をあてて、野崎家と岡山藩主・家臣との関わり、親族、同業者との関わり、地域経済への貢献を通してつくられていた地域住民との関係を検証し、野崎家が近代日本の中で「名望家」となって

いく過程に迫った。

尾島治報告（津山郷土博物館）は、維新时期になってから急速に地主化した津山松平家を取り上げた。多くの大名と同様に、版籍奉還による領地の取り上げ、藩財政と家財政の分離、家禄税の新設や秩禄処分等によって窮迫する中で、松平家は農民から土地を買い上げて地主へと変貌し、地域経済の発展にも貢献した。この間、最後の藩主9代慶倫の死去（明治4年）、後を継いだ康倫の病没（明治10年）と主家には混乱が続いたが、田地の購入は、藩主側近の中下級武士からなる家令、家扶が、自らの生活不安への対応を後回しにし、主君のために遂行した。藩主と家臣団という旧体制から引き継いだ人間関係が近代日本に対する松平家の適応を支えていた事実が検証された。

【3】コメンターの倉地克直氏は、近世と近代を通時的に理解することの重要性を強調した上で、①近世の始期と終期を画期づける3つのメルクマール（鎖国・開港、石高制・地租改正、兵農分離・秩禄処分）との関連、②近世と近代における救恤活動の質的な区別、③岡山県内の諸藩の比較、という3つの視点から各報告の内容を掘り下げてほしいと期待を述べた。朝森要氏からは備中松山藩の改革について補足発言があり、フロアからの質問や意見も出されて活発な討論が行われた。

報告1 幕府代官陣屋元村倉敷・大原壮平の幕末維新

山本 太郎（倉敷市総務部）

1 課題の設定

倉敷の大原家については、孫三郎（七代）が紡績業をはじめとして金融業・電力業・新聞業を営み、さらにさまざまな社会貢献事業を展開したことが知られている。本報告においては、孫三郎の祖父にあたる大原壮平（五代）という特定の個

人に注目し、一定の社会貢献をしながら近世・近代の変革期を生き延び、大原家が近代に発展する基礎づくりをした姿を描くことを目標にする。

2 倉敷村の大原家

備中国窪屋郡倉敷村は、江戸幕府直轄領の支配の拠点となる代官陣屋（代官や下僚が支配業務を

する役所空間や生活空間を含む屋敷)が存在した陣屋元村である。倉敷村の大原家(屋号は児島屋)については、まず元禄年間に初代が児島から倉敷村へ移住した。二代から通称を与兵衛とした。三代与兵衛金基は繰綿の仲買や金融業を営んでおり、寛政2年(1790)に倉敷代官から亡父への孝を奇特として表彰された。村の相互扶助組織である倉敷義倉の義衆に名を連ねた。また、寛政7年には大原家住宅を普請した。

3 五代壮平清久

五代与兵衛(後の壮平清久)は分家の吉井屋から四代好道の養子になり、呉服・太物の問屋や金融業を営んでいた。安政6年(1859)には倉敷村年寄、さらに2年後の文久元年には入札の結果、倉敷村運営の責任者である庄屋に就任し、また幕府へ献金したので俵代まで苗字を免許されるなど、急激に政治的地位を上昇させた。しかし、翌文久2年、庄屋大原与兵衛は村会所前で倉敷村の宗兵衛に襲撃されるという事件に見舞われた。この事件の原因については史料によりさまざまに推測されているが、背後に倉敷村内の有力者の間での抗争が想定できる。大和五条出身の儒学者森田節齋は倉敷へ移住し、簡塾を開いていたが、与兵衛は節齋に師事し、密なる交流をした。与兵衛は住居を「謙受堂」と名付け、節齋は与兵衛に謙受堂記を与え、「満損謙益(驕り高ぶる者は損失を招き、謙虚な者は利益を受ける)を説いた。与兵衛の所持高の変遷をみると、倉敷村内では天保6年(1835)には1石未満であったが元治2年(1865)には38石余と急速に拡大している。一方村外でも元治元年には12カ村で256石余にまで拡大しており、与兵衛は近代において大原家の経営が発展する礎を築いたと評価できる。与兵衛は庄屋として倉敷村運営の責任者の立場にあったため、難渋人への救恤にもかかわった。慶応2年(1866)の米

価高騰で倉敷村の小前百姓が騒ぎ立て、打ちこわしが起こったとき、与兵衛らの決定により米屋に白米を安売りさせて、間銀(差額)を村の有力者が出金してまかされた。

4 維新期の激動

倉敷村は幕府直轄領であったので、戊辰戦争が終了しても各大名が統治する体制が従来のまま存続した諸藩とは違い、岡山藩に没収され、新政府により倉敷県が設置された。こうした激動の中、与兵衛は岡山藩鎮撫役所から突然庄屋を解任される。背後には、やはり村内の抗争が想定される。これ以後与兵衛は、本人が政治・行政に関わることはなくなった。

5 明治期の壮平

壮平(与兵衛が改名)は、明治期には金融と連動して土地集積を進める一方、倉敷義倉を継承する続義倉に対し多額の寄附をした。明治7年(1874)東京へ出府し、もと代官下僚や簡塾時代の知人など旧幕府時代からの人脈をたどりながら質地貸金滞りの裁判採用等の訴えを司法省裁判所や太政官左院へ行った。明治新政府の急激な改革に対し、貸主の立場からの意見を述べたものであり、近代を生き抜くために懸命の努力を重ねていたことがうかがえる。明治期には土地集積を拡大し、明治14年には126町歩余を所有し、預米(小作料)約1600石を収取するに至る。

6 おわりに

壮平の養子である孝四郎(六代)は幕末に倉敷村年寄を勤め、村全体の成り立ちを考える立場を経験したが、壮平没後、土地集積を更に拡大するとともに、倉敷紡績の創設や経営に主導的役割を演じ、産業資本家としての性格を併せ持った。また、壮平の遺志を継ぎ地域の奨学事業にも尽力した。このような壮平・孝四郎の社会に対する関わり方は孫三郎に受け継がれたのである。

報告2 備前児島の塩田地主野崎家の幕末維新

定兼 学(岡山県立記録資料館)

はじめに

江戸時代備前の塩田地主野崎武左衛門家は、明治中後期武吉郎時代には瀬戸内塩業界の中心的な存在となっている。本報告では武左衛門を継いだ武吉郎の1865年(慶応元)から1872年(明治5)の8年間を対象に、この幕末維新期のドラスチックな政治的・経済的な変動が続く状況にあつて、武吉郎はどのように立ち振る舞っていたのかを分析した。

1 野崎武左衛門(1798～1864)の到達点

備前国児島郡味野村(倉敷市)の篤農家に生まれた野崎武左衛門は、足袋製造業を起業して遠隔地販売をしたが、売掛金回収に行詰まったことから、塩田経営に方向転換した。1827年(文政10)岡山藩より開発許可を得て1829年味野村と赤崎村の沖合に野崎浜を完成した。この時から「野崎」を姓とした。次いで児島郡日比・向日比・利生(玉野市)に亀浜、さらに邑久郡久々井浜(岡山市)、児島郡東野崎浜(玉野市)と開発を続け、1863年(文久3)には160町余もの塩田地主となっている。

1851年(嘉永4)には藩命を受けて福田新田(倉敷市)を開発に関わり、そのうちの60町余を取得した後1857年(安政4)には133町余もの新田地主となっている。財をなした武左衛門は、藩が財政窮乏補てんのためにした在方からの借上策に対し、多額の上納をした。また献金もしている。藩からは、大庄屋格や苗字帯刀御免を得、藩家臣のみならず家老や藩主と密度濃い交遊をしている。

武左衛門の経営理念はその遺言「吾家の如きは塩田・田地・永納の三種に分つべし」に象徴される。リスク回避のため、塩業と、農業、金融業の三分野の経営をした。さらに、地域社会との関係は「公共の利益あることにはいさゝかも吝むべからず」と、今でいうモラルエコノミー精神も醸成していた。

らず」と、今でいうモラルエコノミー精神も醸成していた。

2 慶応・明治初期の野崎家～野崎家文書「売用日記」より～

父常太郎が早世したため、武吉郎は若干18歳で野崎家を相続した。若き武吉郎の塩業経営をみると、塩浜面積拡大等の動きはなく、経営方法も前代の踏襲といえるが、塩積船の船籍地や石炭取引量は年によって大きな変動があり、塩価格や浜子との関係維持等の面では相当の苦勞をしていた。郡内の塩業者仲間、そして瀬戸内諸国の塩業者との集会をして休浜をはじめとする同業者ネットワークの充実をはかっている。浜子や小作との関係では、武左衛門発案の「当作歩方制」を進め、野崎家の独自性・先進性がうかがえる。

一方、新田経営では、地主仲間との調整を進めて小作人対策をし、所持地の拡大を図った。金融面の経営では、親族や豪農間の相互救済的な取引もあるが、なんとといっても岡山藩財政に組み込む働きをしたことが注目できる。

従来の研究では、1866年(慶応2)に岡山藩に多額の出資をして融通方として藩財政支援をしたところまでであったが、今回は、野崎家が相場両替をしていたことや融通方出資の条件として藩専売の廃止を意図していたことを明らかにした。

地域の経済や教育に貢献することによって、人々から信頼を得、さらに伝統的教養を受容するだけではなく、激動社会における様々な情報を入力し、経験を積んだ。

おわりに

武吉郎にとっての慶応・明治初期は、続く明治中期以降に日本を支える「名望家」武吉郎たる人材を育成していた時期であったといえる。

報告3 版籍奉還後における旧津山藩主松平家の土地集積

尾島 治（津山郷土博物館）

近世の大家は、版籍奉還によって所領を失い、藩財政と家財政との分離を余儀なくされた。そして、維新时期を経て大名華族として近代を生きた旧藩主家の財政基盤のひとつに、旧領地での地主経営があった。彼等大名華族による大土地所有は、いつどのように形成されたのか。

本報告は、こうした問題への第一歩として、彼等の意識にあった家財政への危機感にも目を向けながら、津山松平家による、版籍奉還後の旧領地における土地集積過程の一端を明らかにする試みであった。

明治2年の版籍奉還により、津山藩財政と松平家財政が分離され藩知事家禄が定められることとなった。見積もりでは、藩の実収入が約13万俵となり、松平家の家禄はその一割で約1万3千俵程度と試算されている。しかし、津山松平家資料から見る限り、この時点では現実的な危機感による対応はまだ見られない。

翌明治3年3月には、松平家の嫡子康倫主催の私的な行事ではあるが、衆楽園で大規模な曲水の宴を開催するなど、この前後、頻繁に衆楽園での書画会を催している。ただその一方で、この頃には藩主が津山城本丸御殿を出て下屋敷に移り、公務の際には登城するなど、私有財産の藩からの分離による公私の区別を徐々に進めている。また人員整理と思われる女中の宿下がり（離職）が多くなるなど、今後の家財政の安定化への指向が見られる。

松平家が具体的な土地集積の動きを見せるのは、明治3年の閏10月からである。これは、同年9月の太政官布告第579号による藩制施行が重要な画期となっていると考えられる。ここからの津山松平家の対応は早かった。松平家では私有財産である下屋敷の一部の売り払いが始まる。これらの資金により、直ちに山林の買収や田畑の開拓が開

始された。

そして、明治3年12月からは、松平家家禄収入からの10年賦返済を条件とした、藩からの拝借銀1000貫目が入り始める。この潤沢な資金で津山城下町周辺の村々での田地購入が急速に進められる。松平家は、その後数十年を経て大正年間には60町歩近い小作地を所有する地主となっていくが、そのうちのおよそ半分は、明治3年から5年の短期間に集中的に買い入れている。

実際の土地集積活動の中心となったのは中下級の旧藩士を主体とする松平家の家令や家扶等であるが、このような短期間で買い入れが可能となったのは、村々に設定されていた世話人（引受人、土地購入世話人）の存在が大きな要因であり、後には、これら世話人は、旧津山藩領内に多く分布している松平家の小作地からの小作料収納事務を請け負うことになる。この時期の松平家の会計処理では、東京本邸会計と津山会計は分離しており、小作地からの収益は、小作地拡大に宛てられる一方で、津山での学校建設寄附や地元銀行・鉄道建設事業等への投資にも宛てられた。

家令や家扶との関連でその後の経過を見ておくと、明治6年の家禄税導入や同9年の秩禄処分に際しては、家令から家財政健全化のための意見書が提出され、経費節減と家令自身を含む大胆な人員削減も提案されている。

旧津山藩主松平家が、最後の藩主慶倫の死去（明治4年）、後を継いだ康倫の病没（明治10年）など、公私ともに生じた維新时期の混乱を乗り切って大土地所有を実現し、秩禄処分に伴う金禄債権とあわせた財産によって、大名華族として近代に存続することができた背景には、藩主家と家臣団という近世的な忠誠心を基とする家令・家扶等の家政組織の献身的な働きがあったと言えるだろう。

2018年度 社会経済史学会中国四国部会総会決定事項

2017.11.25 於 岡山大学

議題 1. 2018年度役員について（新任、再任には下線）

代表理事：村山 聡（香川）

理事：伊藤康宏（島根）、伊藤 康（鳥取）、山本太郎（岡山）、千田武志（広島）、
勝部真人（広島）、山本 裕（香川）、佐藤正志（徳島）、木部和昭（山口）、
森 良次（広島）、高橋基泰（愛媛）、吉尾寛（高知）。

幹事：中山富広（広島）、大畑貴裕（広島）、古賀大介（山口）、赤木 誠（愛媛）、
張 暁紅（香川）、尾関 学（岡山）、福士 純（岡山）。

監事：張 暁紅（香川）

顧問：比嘉清松、神立春樹、岩橋 勝、三好昭一郎、松尾 寿、下野克己、加藤房
雄、森元辰昭、黒川勝利、平田桂一、木村健二、藤田哲雄、松本俊郎。

事務局：山本 裕（事務局長、香川）、張 暁紅（会報編集担当、香川）。

社会経済史学会理事：坂根嘉弘（広島）、村山 聡（香川）、佐藤正志（徳島）。

議題 2. 次回開催地および次々回開催地について

(1) 2018年12月8日・9日…広島（森 良次 理事）、2019年度…島根（伊藤 康宏 理事）

(2) 2020年度以降の開催地について（高知県の吉尾寛理事に開催打診中、2018年3月に回答）

議題 3. 会費未納者の扱いについて

(1) 2017年度会費納入率 64名/96名…67%

(2) 未納状況が改善されない会員に対しては、各県の理事が会費納入の督促を行う。

議題 4. 部会事務局について（2016年度会員総会で決定済、再確認。）

(1) 2018年度から香川大学が担当する。担当期間は原則4年とし、役職は下記の通り。

代表理事：村山 聡（香川大学）

理事（事務局長）：山本 裕（香川大学）

幹事（監事、『会報』編集）：張 暁紅（香川大学）

(2) その他

議題 5. その他

(1) 理事会において、会員数の減少に伴う今後の本部会の運営方針について意見が出され、
次年度以降の理事会・会員総会において、継続して議論をすることとなった。

報告事項 1. 2017年度会計報告および監査報告

2017年度会計報告（省略）

報告事項 2. 会員数、入会者、退会者

(1) 会員数の動向

2012年度(132名)、2013年度(130名)、2014年度(128名)、2015年度(121名)、
2016年度(120名)、2017年度(96名)。

(2) 入会者（敬称略）

5名 鶉飼 要、小野 功裕、岸本 充弘、中安 恵一、真木 奈美。

(3) 退会者（敬称略）

①退会手続：8名 落合 功、岸本 覚、榎 嘉明、鈴木 幸夫、高橋 衛、
マーク・チャン、土井 作治、松野尾 裕。

②会費未納：21名

(4)住所不明（『会報』返送分）（2017年度の会員数に含めています）（敬称略）
2名 佐藤 守、李 紅梅。

報告事項 3. 2017年度活動報告

◎会報の発行

①第51号(2017年2月、16頁)

・巻頭言 2016年度社会経済史学会中国四国部会山口大会について～シンポジウム
「捕鯨の社会経済史～比較史的視座から～」を中心に（木部 和昭）

・2016年度山口大会レポート（木部 和昭）

・2016年度社会経済史学会中国四国部会総会決定事項

②第52号(2017年6月、8頁)

・自己紹介（吉尾 寛）

・イギリス大手銀行史の研究—研究経歴の紹介（古賀 大介）

・2017年度岡山大会案内（松本 俊郎）

報告事項 4. その他

編集後記

今号は、2017年11月末に岡山大学にて開催されました大会の特集号です。原稿を寄稿して下さった皆様には心より御礼を申し上げます。今年度の大会で代表理事役を退任される松本俊郎先生から巻頭言を頂きました。ここに改めて、感謝の意を表したいと思います。

2018年度から部会事務局は香川大学に異動することになりました。今号は私が手掛けた最初の『會報』です。不手際で、不備なところが多々あると思いますが、ご指摘やご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（張 曉紅）

社会経済史学会中国四国部会事務局

〒760-8521 香川県高松市幸町2番1号

香川大学経済学部 山本 裕

e-mail: yamamoto@ec.kagawa-u.ac.jp

部会 HP: <http://www.e.okayama-u.ac.jp/~chushikoku/>